厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)の実施について	健康づくり課
2	本市の子ども・若者支援施策の方向性等 について	青少年課
3	市立小中学校における新型コロナウイル ス感染症拡大防止対策及び9月以降の 教育活動等について	教育総務課
4	市立小中学校の修学旅行の実施状況に ついて	教育指導課
5	市立中学校における通知票の誤記載に ついて	纵月1日等味

新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)の実施について

1 接種対象者及び回数

2回目接種を受けた全ての住民が対象となる。

2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、追加接種を1回 行うことを想定。

2 ワクチンの種類

使用するワクチンは、国において1・2回目に用いたワクチンと同一のワクチンを用いることを基本としつつ、更なる科学的知見等を踏まえ、早急に結論を得ることとしている。

3 接種スケジュール (予定)

2回目終了月	接種券発送月	接種月	対象者	想定人数
令和3年 3月、4月	令和3年11月	令和3年12月~	医療従事者	約 900 人
5月	12 月	令和4年1月~	医療従事者 高齢者施設	約3,600人
6月	令和4年1月	2月~	医療従事者 高齢者施設、高齢者	約7,000人
7月	2月	3月~	高齢者	約 37, 300 人
8月	3月	4月~	高齢者	約 29,000 人
9月	4月	5月~	以降、2回目接種終了から した方を対象に順次実施	8か月以上経過

4 接種体制 (予定)

接種方法対象者	勤務先医療機関 での接種	市集団接種	施設内接種 (高齢者施設等)	市内医療機関
医療従事者	0	0		
高齢者施設の 利用者・従事者			0	
高齢者		0		0
一般		0		0

5 予約方法(予定)

接種券を受け取った方が、接種月に接種できる予約枠を確保する。

予約方法は、医療従事者の自院接種を除き、市予約システムもしくは市コールセンターで受け付けることを基本とする。

【参考】

ワクチン接種状況(令和3年10月31日現在 対象者人口に占める割合)

	1回目	2回目
小田原市	83. 11%	72. 71%
県 全 体	82. 83%	77. 71%

本市の子ども・若者支援施策の方向性等について

1 小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議について(答申) (1) 答申に至る経緯

小田原市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく附属機関として昭和31年に設置され、以来65年間、青少年施策の樹立と展開に大きな役割を果たしてきた。しかし、社会情勢の変化を踏まえ、今後の在り方について検討が必要となったことから、令和2年11月18日(水)、市長は同協議会に対して、新たな時代に即した子ども・若者支援施策の方向性と施策推進の要となる同協議会の在り方についての協議・検討を諮問した。検討に当たっては、3人の委員からなる育成部会を設置して答申案のベースとなる素案を作成すると共に、青少年施策推進アドバイザーとして横浜国立大学教育学部の藤井佳世教授を迎え、指導・助言の下で議論を深めた。

令和3年10月11日(月)に、同協議会は市長に対して答申書を提出した。

(2) 概要

ア施策の推進体制

小田原市青少年問題協議会の名称を未来志向の表現に改め、親会議と分科会の2層 構造として機動性を高める。

イ 小田原市青少年育成方針の策定

子どもや若者に関わる行政施策の目指すべき方向性を明示する育成方針を策定する。 目標:子どもや若者が活躍できるまち

ウ 子ども・若者支援施策の方向性について

100 有有又及應來。	
項目	主な内容
(ア)子どもの参画力の 育成	子どもが、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力を身に付ける。
(イ)体験学習の実施	家庭や学校では得られない体験をすることで人生の選択 肢を増やし、学校や年齢を超えた仲間との交流から他人 を思いやる心や自己肯定感を養う機会とする。
(ウ)子ども・若者の居場 所づくり	地域における子どもの見守り拠点から、多様な子どもの 居場所づくりに視点を変え、子どもだけでなく若者のニ ーズも取り入れた居場所づくり。冒険遊び場やフリース ペースの必要性。
(エ)表彰制度の見直し	青少年善行賞を、青少年の豊かな人間性の涵養を図り、 模範となる行いをした青少年・青少年団体を表彰する制 度に整理。
(オ)関係団体の体制強 化	行政に支援される立場から、行政と協働関係が築ける立場に移行するよう自立化促進を図る。
(カ)相談体制・その他の分野	相談体制については、市民の悩みや課題を施策に反映させる広聴的役割が途切れないよう、関係各課が連携を図る。用語の定義の整理。

2 青少年問題協議会について

	現 状	今後の方向性
名 称	小田原市青少年問題協議会	青少年の未来を応援する組織として未来志向の表現とする。
構 成	関係行政機関の職員と学識経験者	活動分野ごとに委員を選出。
委員数	会長及び委員 22 人以内	委員数を絞り込み機動性を強化。
会長要件	市長	委員の互選による。
その他		親会議と分科会の2層構造

3 表彰制度について

(1) 現在の表彰制度

	主 催	被表彰対象
小田原市青少年 善行賞	小田原市 (小田原市褒賞基 金に関する条例・ 同施行規則)	おおむね25歳以下の市民又は当該市民で構成される団体であって、親に孝養を尽くす行為その他親族に対する孝行が顕著であって他の模範となるもの又は地域社会若しくは学校等を通じて他の模範となる活動を行ったもの
小田原市優良青少 年団体表彰	小田原市青少年問	市内に居住する青少年によって構成された団体で、結成後3年以上を経過し、その活動が他の模範となるもの
小田原市青少年育 成推進者表彰	題協議会 (小田原市優良青 少年団体及び青少	本市青少年の育成活動の推進者として他の模 範となる者(青少年団体又は育成団体の指導 者として4年以上在職)
小田原市青少年育 成功労者表彰	年育成功労者等表彰要綱)	永年にわたり本市青少年の育成活動に貢献した者(青少年団体又は育成団体の指導者として8年以上在職し、青少年育成推進者として感謝状を受けた者)

(2)小田原市青少年善行賞

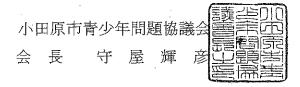
表彰の対象となる善行を、福祉活動やボランティア活動等も含めて広くとらえて、 青少年の豊かな人間性の涵養を図り、他の模範とするにふさわしい行いをした青少年 や青少年団体を表彰する事業として整理する。

<スケジュール>

令和3年12月15日~ 令和4年1月13日	小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の改正 に係るパブリックコメントの実施
令和4年3月	施行規則の改正
令和4年4月	新しい青少年善行賞制度の開始

令和3年(2021年)10月11日

小田原市長 守屋 輝彦 様



小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議に ついて(答申)

令和2年(2020年)11月18日付け青第59号で本協議会に諮問された小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議について、次のとおり答申します。

答申

はじめに

2019 年暮れに発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界を席巻し、私たちの日常生活を根底から覆してしまった。教育現場におけるデジタル化が加速し、親世代にあってはテレワークの急速な普及で新しい働き方が求められ、増えた時間を家族と過ごす等、家族間にも前向きな変化が現れた。

その一方で、児童虐待やひきこもり、ヤングケアラー、貧困等が社会問題としてクローズアップされ、あるいはインターネットの利活用が進んだことでSNSに起因する犯罪や人権侵害等の深刻化が懸念される。

子ども・若者支援は、目に見えるかたちでの成果が得にくいものであるが、小田原に生まれ育った子どもたちが、ふるさとを誇りに思い、将来もこのまちに住み続けたいと望んでもらえることが、何よりの成果ではないだろうか。

我々はここに、令和の子どもたちが、様々な経験を積み重ね、豊かな心とたくましさを身に付け、多くの選択肢の中から自分らしい人生を生き抜くことを願って、意見具申をするものである。

第6次総合計画策定に当たっては、本提言の主旨を斟酌し、出来るところから、順次、事業化を図っていただきたい。

1 施策の推進体制について

(1) 青少年問題協議会の在り方

小田原市青少年問題協議会は、昭和28年制定の「地方青少年問題協議会法」に基づき、市の附属機関として昭和31年に設置された。以来、青少年の指導、 育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立や実施に際しての調査審議体としての役割を担ってきた。

しかしながら、青少年を取りまく環境は時代を追うごとに大きく変化しており、 昭和50年~60年代に横行した校内暴力や非行・虞犯といったものは、最近では 大きく取り上げられることはなくなり、代わって、いじめや自殺、SNSに関す るトラブル等の新しい課題が発生し、青少年を取り巻く課題は大きく変容した。

現在の青少年問題協議会の所掌事務は、「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議」「これら施策の適切な実施のために必要な行政機関相互の連絡調整」「各種表彰事業の審査」であるが、社会情勢の変化を受け、令和の時代に即応した会議体に発展的改組をする必要がある。新組織に関する具体的な提案は、下記表のとおりである。

青少年問題という言葉のマイナスイメージを払しょくし、青少年の未来を応援 する組織として、会議体の名称は、未来志向の表現が望ましい。

組織構成としては、年に 1~2回程度開催する親会議をベースに、具体的なテーマに従って検討・協議を行う分科会で編成される2層構造により機動力を強化

することが望ましい。分科会は常設ではなく、必要に応じて選任されるものとする。

<親会議>

名 称	(仮称) 青少年未来会議
委員数	10 人程度
委員構成	学識経験者(2人程度)を核に、分野ごとに委員を選出する
安貝(神)以 	分野(地域、教育関係、子育て世代、若者、女性、公募)
会長要件	委員の互選による
任 期	委嘱又は任命の属する年度の翌年度の末日まで
	ア 青少年健全施策の進捗管理
活動内容	イ 分科会の活動テーマを決め、その活動報告を基に政策提言を行う。
	ウ 各表彰事業の審査

〈分科会>

名 称	(仮称) 青少年未来会議分科会
委員数	分科会ごとに3~4人程度
委員構成	調査・協議するテーマごとに、知見のある人を委員として選任。
任期	親会議の指定による
江動力宏	親会議から指定されたテーマについて、調査・協議し、結果を親会議に
活動内容	報告する。

(2) 庁内における連携体制の構築

青少年育成施策は、様々な部署に関連している。行政は往々にして縦割りになりがちであるが、関係課において青少年育成施策を横軸に政策連携を図る体制が必要である。

しかしながら、このことにより、関係課の事務量が増えることは協議会の本意ではない。よって、新たに構築される庁内連携体制において、各課は、(仮称) 青少年未来会議の要請に応じて事業の評価や改善の取り組み等を報告いただき、新たな課題が生じた際には、(仮称) 青少年未来会議が主体的に各課の事業に関与するような緩やかな仕組みとすることが望ましい。

2 小田原市青少年育成方針について

前頁で述べたとおり、青少年育成政策は、教育、福祉、市民活動など様々な分野に関連しているため、関係所管の機能を活用し、多様な視点から取り組む必要がある。

そこで、第6次総合計画策定に併せて、子どもや若者に関わる行政施策の基本 的な方針を定め、目指すべき方向性を明示するとともに、振れ幅の少ない行政を 着実に実行していただきたい。

また、この育成方針は行政と市民が共に活動していくための道しるべとなることが望ましい。

目標:子どもや若者が活躍できるまち

§ 1 子どもや若者が主体性を発揮できる

アクション:大人は子どもや若者が主体性を発揮できる環境を整備し、取り 組みに寄り添う

§ 2 子どもや若者が安心して集える

アクション:大人は子どもや若者が安心して集える場や機会を提供する

§3 子どもや若者を支援する担い手を育成し、次の世代へと繋ぐ

アクション:子どもや若者が多様な人々と交流しながら成長する過程のなか で、青少年育成の担い手を養成し、次の世代へのバトンを繋ぐ

※ 具体的施策の推進においては、大人に多様な世代があるように、子どもにも 多様性があることを念頭に、広く交流を図るものとする。

3 子ども・若者支援施策の方向性について

(1) 子どもの参画力の育成

これまでの本市の青少年育成施策は、体験学習や地域での見守りに偏っており、子どもの主体的な参画の促進という視点には脆弱性がみられる。今後は、単なるリーダー育成や体験学習の指導者養成のみにとどまらず、将来の世代として子どもたちの参画力を育成するという視点の強化が必要である。

子どもたちも社会の一員であることを大人が認識し、大人と子どもがそれぞれの立場から思いを反映できる市の体制をつくれることが理想である。

子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって 生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられる ような仕組みづくりを進めていただきたい。

(2) 体験学習

社会環境の変化やライフスタイルの多様化、デジタルトランスフォーメーショ

ンなど、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を子どもたち自らが養う必要がある。体験学習事業は、家庭や学校では得られない経験することで人生の選択肢を増やすことができる。また、学校や年齢を超えた仲間と交流を図ることで、課題解決能力・自己決定能力を身に付けるとともに、他人を思いやる心や自己肯定感を養うことができるという点で、極めて有効な施策である。

コロナ禍の今、学校が休校またはオンライン授業に切り替わり、文化祭や体育祭などの行事が中止になるなど、子どもたちの育ちの場、活躍の場が失われつつある。一方で、情報通信環境(ネット環境)の存在感が増している中で、デジタルとリアルのバランスに配慮した育成が必要である。

「経験すること」は子どもたちの人格形成に大きな影響を与える。子育て世代の親にとっても、魅力を感じる事業として、本市が標榜する世界が憧れるまち"小田原"の実現に向けた布石でもある。多角的に検討し、魅力的な事業を展開されたい。

(3) 子ども・若者の居場所づくり

令和3年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」は副題を「~全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して~」としている。居場所があることは、子どもの自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望、社会貢献への意欲、困難に直面した際の対応力等と相関関係があると言われており、子どもが安心できる多様な居場所が確保されていることは、青少年健全育成上、極めて重要である。

学校や家庭以外の居場所づくりとして、本市では、スクールコミュニティの理念の下、学校を中心に子ども食堂や放課後児童クラブなど多様な子どもの居場所づくりに取り組んでおり、着実に成果を上げつつある。

現在開所されている子どもの居場所は、放課後児童クラブを除けば、いずれも月1回程度の開催である。家庭や学校以外の地域において、子どもに多様な居場所を提供するという施策の本質からすれば、いつでも子どもが気楽に立ち寄ることができ、過ごし方を強要されないフリースペースのような常設の居場所や冒険遊び場などを作ることが施策の最終形であると思われる。よって、

「まち全体が子どもの居場所」という考えを念頭に、行政主導による常設の居場所の設置について、公民連携も視野に入れて具体的な検討を開始していただきたい。

また、現在、市が実施している子どもの居場所は、主に小中学生を対象としているが、今後は若者のニーズを取り入れ、公共施設や民間施設等を活用した居場所づくりについても検討の必要がある。

なお、スクールコミュニティは、地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという本市独自の構想であるが、国が推進しているコミュニティ・スクールと言

葉が似ており市民が区別しにくいため、表現に工夫が必要である。

(4) 表彰制度

青少年問題協議会が関わる表彰には、小田原市褒章基金条例に基づき市長が 授与する青少年善行賞と、優良青少年団体及び青少年育成功労者等表彰要綱に 基づき青少年問題協議会が実施する表彰がある。

青少年育成に顕著な活動をした功績ある方々を称えることは、青少年育成活動を広く市民に周知すると共に、市民活動のモチベーションアップにつながることから、これら表彰事業については、今後も継続すべきである。

しかしながら、青少年善行賞については、その要件が「親に孝養を尽くす行為その他親族に対する孝行が顕著であって他の模範となる」25歳以下の市民や団体とされているところ、「孝養」や「孝行」といった肉親への献身愛に重点を置きすぎると、年齢に不相応な家族的責任を課された青少年の困難な状況を行政が肯定するとも捉えかねない危惧がある。よって、今後は、表彰対象となる「善行」に、福祉活動やボランティア活動等も含めて広くとらえ、青少年の豊かな人間性の涵養を図り、他の模範とするにふさわしい行いをした青少年や青少年団体を表彰する事業として実施していただきたい。

(5) 関係団体の体制強化

往々にして行政は、市民との協働事業を立ち上げる事には精通していても、 軌道に乗った事業を市民の自走活動に転換させることは苦手である。

従来、青少年事業に関して、「地域が一体となって青少年育成活動の充実や それを支える人づくりに取り組み、健やかでたくましい青年を育てていく」と いう考えのもと、市民活動を主体とした次世代育成や、市民と行政の協働とい う事業形態に重きが置かれてきた。

しかし、青少年団体については設立から相当年数が経過しており、自走に向けた働きかけをすべき時期になっている。委託事業のうち、ノウハウが蓄積され、団体の活動として定着してきたものは補助事業に切り替えるほか、経済的支援と人的支援の重複については、段階的に人的支援を切り離し、団体が自らの判断と責任において活動することで、組織の活性化を図りたい。行政に支援される立場から、行政を支援する立場に移行することで、団体の更なる成長が期待できる。

同様に、子どもの居場所づくり事業についても、協働事業による負担金支出は、 側面支援としての補助事業に切り替え、自立化促進を図るべきである。

(6) 相談体制・その他の分野

相談体制については、令和2年度に「おだわら子ども若者教育支援センター」を開設して、妊娠・出産期から青壮年期までの切れ目のない支援の中で相談機能を集約している。相談事業は、相談者に寄り添い、解決に導く支援を行

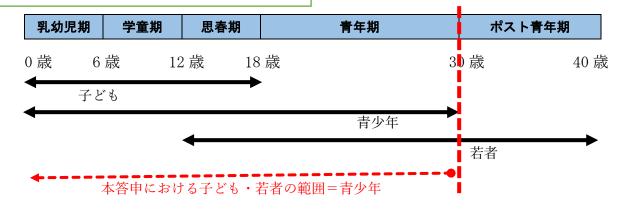
うことはもとより、市民の悩みや課題をくみ取って施策に反映させる広聴的役割も担っている。支援センターに相談が一元化したことで、施策への反映が途切れることのないよう、関係各課との連携が求められる。

また、青少年相談センターを廃止したことで、若年層の自殺対策や薬物乱用防止等、従来は青少年相談センターが担っていた機能の位置づけが見えにくくなっているため、関係各課と諸機関が連携を図り、適切に対応することが求められる。

次に、コロナ禍で青少年の居場所として、情報通信環境(ネット環境)の存在 感が増しているが、フォローする仕組みが既存施策の枠組みの中にない等の新た な課題も発生している。青少年に関わる相談・支援体制については、今一度、整 理する必要がある。

最後に、「かながわ青少年育成・支援指針」は、子ども、青少年、若者という言葉を、0歳から 18歳未満を子ども、0歳から 30歳未満を青少年、12歳から 40歳未満を若者と定義しているが、本答申においては若者を、青年期までと想定している。今後は、本市においても、これらを活用した上で、より効果的な青少年健全育成施策の推進を図られたい。

かながわ青少年育成・支援指針 より



資 料

•	諮問書「小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る・・・ 調査審議について」写し	• 9
•	活動経過	10
•	小田原市青少年問題協議会委員名簿・・・・・・・・・・	11
•	小田原市青少年問題協議会育成部会活動報告書	省略

ページ

諮問書「小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議について」写し

青第 59 号

令和2年 (2020年) 11月18日

小田原市青少年問題協議会 会長 守 屋 輝 彦 様

小田原市長 守屋 輝彦

小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議に ついて (諮問)

このことについて、小田原市青少年問題協議会条例(昭和 31 年 4 月 1 日条例 第 5 条) 第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

小田原市における子ども・若者支援施策の方向性と青少年問題協議会の在り 方に関する調査審議について

2 諮問理由

小田原市青少年問題協議会は、「地方青少年協議会法」に基づく附属機関と して、昭和 31 年に設置されて以来、青少年施策の樹立と展開に大きな役割を 果たしてきました。

一方、国においては、平成 21 年に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」の理念にのっとり、子ども・若者の健やかな育成と円滑な社会生活を営むための支援について、国及び地方公共団体の施策の基本となる事項が示されました。また、平成 25 年には、地方自治体の自主性尊重の理念に基づき、「地方青少年問題協議会法」が改正されました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、令和という新たな時代に即した子ど も・若者支援施策の方向性と、施策推進の要となる本協議会の在り方について 検証くださるよう諮問いたします。

事務担当:子ども青少年部 青少年課

- 活動経過

令和2年 (2020年)	令和2年度第2回	委員委嘱				
11月18日	小田原市青少年問題協議会	市長からの諮問				
	場所:市役所全員協議会室					
令和3年(2021年)						
1月20日	月 18 日小田原市青少年問題協議会場所:市役所全員協議会室和 3 年 (2021 年) 月 20 日育成部会の発足1 月から3月にかけて、オンラインによる育成部会の協議・検討対面による育成部会の開催場所:505会議室月 29 日場所:505会議室月 18 日小田原市青少年問題協議会場所:市役所全員協議会室5 月から7月にかけて、オンラインによる育成部会を開催し、答申案を協議令和3年度第2回小田原市青少年問題協議会場所:市役所全員協議会室場所:市役所全員協議会室					
1月から3月にかけ、	1月18日 小田原市青少年問題協議会場所:市役所全員協議会室 計 3年(2021年) 育成部会の発足 1月20日 有成部会の発足 1月から3月にかけて、オンラインによる育成部会の開催場所:505会議室 特所:505会議室 6月18日 中国原市青少年問題協議会場所:市役所全員協議会室 5月から7月にかけて、オンラインによる育成部会を開催し、答申案を協議 令和3年度第2回小田原市青少年問題協議会場所:市役所全員協議会室 7月26日 小田原市青少年問題協議会場所:市役所全員協議会室 3月から9月にかけてオンラインによる育成部会を					
会の協議・検討						
	対面による育成部会の開催	中間報告書の作成				
3月29日	場所:505 会議室	下间报口音(V) F/X				
	令和3年度第1回					
5月18日	小田原市青少年問題協議会	育成部会の活動報告				
	場所:市役所全員協議会室					
5月から7月にかけて	て、オンラインによる育成部					
会を開催し、答申案を	を協議					
	令和3年度第2回	育成部会の活動報告				
7月26日	小田原市青少年問題協議会	答申案の検討				
	場所:市役所全員協議会室	石· 个 未 少 / 庆 p i				
8月から9月にかけて	オンラインによる育成部会を					
開催し、答申案の修正						
	令和3年度第3回					
10月11日	小田原市青少年問題協議会	答申の作成				
	場所:市役所全員協議会室					

- 小田原市青少年問題協議会委員名簿

任期:令和2年10月1日~令和4年9月30日

F /\	П. <i>Б</i>	世華国 <i>任</i> 然	• • • • • •
区分	氏 名	推薦団体等	備考
会 長	守屋 輝彦	小田原市長	
副会長 (育成部会)	杉本 聡	小田原市青少年育成推進員協議会	
委 員	石幡 保雄	小田原市自治会総連合	
IJ	太田あかね	女性団体代表 (小田原えがりて)	
"	大場 得道	小田原地区保護司会	
11	手塚 高弘 桒原 光	小田原市小学校長会	∼R3. 3. 31 R3. 4. 1∼
11	中島 正視 永山 健治	小田原・足柄下地区中学校長会	∼R3. 3. 31 R3. 4. 1∼
11	立花ますみ 塩浦 健吾	県西地区県立高等学校長会議	∼R3. 3. 31 R3. 4. 1∼
11	後藤 利雄	小田原警察署 生活安全課長	
"	土屋桂一郎	小田原市民生委員児童委員協議会	
"	平井 良一	小田原市青少年健全育成連絡協議会	
"	本多 茂	小田原市子ども会連絡協議会	
" (育成部会)	益田麻衣子	小田原市教育委員会	
JJ.		小田原市 PTA 連絡協議会	∼R3. 7. 25
(育成部会)	村越一夫	学識経験者	R3. 7. 26~ R3. 10. 11
委 員	竹田 將俊	小田原市 PTA 連絡協議会	R3. 7. 26∼
"	髙須 正幸	神奈川県小田原児童相談所	∼R3. 3. 31
"	山岸 秀俊		R3. 4. 1∼
"	吉田トシ子	 小田原市社会福祉協議会	∼R3. 7. 25
.,	鈴木 榮子	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	R3. 7. 26∼
IJ	吉田 眞理	小田原市子ども・子育て会議	

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 及び9月以降の教育活動等について

1 経緯

本市の8月中の感染状況の拡大を踏まえ、夏季休業後の学校再開に当たり、校長会、市PTA 連絡協議会役員、県保健福祉事務所等から意見を聴取した上で、短縮授業とすること等を決定し た。その後も本市の感染状況や緊急事態宣言の延長等を踏まえて対応を図った。

・令和3年8月25日(水)発出9月1日(水)~12日(日)の対応について通知

・令和3年9月 2日 (木) 発出 9月13日 (月) ~26日 (日) の対応について通知

・令和3年9月13日(月)発出 9月27日以降の対応について通知

2 家庭内での感染防止対策の徹底

保護者宛て通知において保護者に対し、不要な外出を控え、家庭内での感染防止対策を継続するとともに、健康観察票への家族の健康状態の記入、児童生徒又は同居家族に発熱等の風邪症状等が見られる場合に登校を控えるようお願いした。【9月30日(木)まで】

3 教育活動

- (1) 午前中のみの短縮授業 【9月1日(水)から9月30日(木)まで】 (10月1日以降は、学校ごとに日課を決定)
 - ・10月1日(金)から午後の授業を開始(小学校:8校/25校中、中学校:8校/11校中)
 - ・10月18日(月)から全ての小中学校において午後の授業を開始
 - ・自宅待機や感染の不安等により登校を控える児童生徒は、欠席ではなく出席停止扱い

9月(9月1日~30日)の出席停止1日以上の児童生徒数

(人)

	小当	学校	中当	学校	合 計	
	児童数:	8,671 人	生徒数:	4,290 人	合計:12	2,961人
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
感染、濃厚接触、本人や家族の風邪症状	998	11.5%	148	3.4%	1,146	8.8%
感染の不安	271	3.1%	77	1.8%	348	2.7%
その他(ワクチン接種等)	43	0.5%	272	6.3%	315	2.4%
合 計		15.1%	497	11.6%	1,809	14.0%

(2) 部活動の原則休止 【9月1日(水)から9月30日(木)まで】

(10月1日以降、感染リスクの低い活動のみ短時間で再開)

4 学習支援

(1) 短縮授業の実施等に伴う学習支援

午前中のみの短縮授業実施に伴い、家庭で過ごす時間が増えるため、学習用端末の持ち帰りを可能とした。さらに、陽性者や濃厚接触者として自宅待機(療養など)となった児童生徒や、感染の不安等から登校を控える児童生徒等に対して学習プリント等の課題の提示、授業の様子のライブ配信などの個別の学習支援を実施し、家庭に通信環境のない児童生徒にはモバイル

Wi-fi ルーターの貸出しを行った。また、10月1日(金)以降は、午前の授業を受けた後、給食を食べずに下校する児童生徒向けにも午後の授業の学習支援を実施した。

なお、授業のライブ配信は、9月6日(月)から学校ごとに順次開始し、9月13日(月)以降は、配信を希望する児童生徒がいる全ての学級で授業のライブ配信を行った。

授業のライブ配信の実施状況

(調査日:9月8日現在)

	小学校			中学校		合計				
通常の 学級数	配信希望 学級数	実施 学級数	通常の 学級数	配信希望 学級数	実施 学級数	通常の 学級数	配信希望 学級数	実施 学級数		
296	114	106 (93.0%)	123	24	20 (83.3%)	419	138	126 (91.3%)		

モバイル Wi-fi ルーターの貸出し状況

	小学校	中学校	合計
9月30日(木)まで	5 台	2 台	7 台
10月1日(金)以降	3 台	2 台	5 台

(2) クラスターの発生に伴う臨時休業等への備え

クラスター等が発生し、学級・学年単位等で臨時休業となるリスクに備え、家庭内の通信環境の有無にかかわらず授業のライブ配信の視聴等が行えるよう対策を講じた。

5 給食

(1) 給食の開始 【9月6日(月)から】

(2) 給食が不要な場合の取扱い

登校を控える場合又は登校して給食を食べずに帰宅する場合など、給食を辞退する場合の給食費を不要とした。

さらに、緊急事態宣言解除後の10月1日(金)以降も給食の辞退を可能とした。

給食を辞退した児童生徒数

(人)

_								
		児童 9/6(月) 生徒数 ~10(金)		9/13(月) ~24(金)	9/27(月) ~30(木)	10/1(金) 以降		
	小学校	8,671	967 (11.2%)	909 (10.5%)	577 (6.7%)	256 (3.0%)		
	中学校	4,290	743 (17.3%)	1,080 (25.2%)	822 (19.2%)	243 (5.7%)		
	合 計	12,961	1,710 (13.2%)	1,989 (15.3%)	1,399 (10.8%)	499 (3.9%)		

6 放課後児童クラブ

9月1日(水)以降、夏季休業前と同様、放課後から午後7時まで通常どおり開所

7 学校施設(グラウンド・体育館等)の地域開放

8月30日(月)から9月30日(日)まで一時中止とし、10月1日(金)から夜間の利用を午後9時までとして再開

市立小中学校の修学旅行の実施状況について

1 従来の実施方法

小学校は、春季に全学校一団により日光方面への旅行を実施している。 中学校は、春季に学校ごとに、主に京都・奈良方面への旅行を実施している。

2 令和3年度の実施計画

小学校は、全学校一団による日光方面への旅行を見送り、実施時期を秋季に変更の上、 学校ごとにバスによる移動が可能な方面への旅行を計画した。

中学校は、当初計画は例年と同じく、春季に学校ごとに、主に京都・奈良方面への旅行を計画した。

3 令和3年度の実施状況

各小中学校では、新型コロナウイルス感染症の動向を注視し対応している。 実施状況は下表のとおりで、本年度の実施を中止した学校では代替事業を予定している。

実施状況(令和3年10月末現在)

	小学校	中学校	備考
当初計画時期(全校)	9月中旬	5月下旬	
当初計画时期(主仪)	~12 月上旬	~6月上旬	
当初計画のまま実施	2校		新玉小 下府中小
当初計画のまま中止	3校		
当初計画のまま実施予定	14 校		
当初計画を延期し実施		1校	国府津中
当初計画を延期し中止	1校	10 校	
当初計画を延期し実施予定	5 校		

[※] 詳細は別紙「参考資料」のとおり

4 取消料等の公費負担

修学旅行の延期や中止等に伴い生ずる取消料等は、保護者の負担軽減の観点から、公費負担することとし、これまでの対応と同様に、今後、補正予算により対応する予定としている。

※ 参考

9月補正予算計上額 : 2,153 千円 (中学校3校の延期・中止等に伴う費用)

市立小中学校の修学旅行の実施等の状況(令和3年10月末現在)

【小学校】

学校名	È	当初計画			延期		代替事業 (方面)
三の丸	11/26~11/27	静岡					
新玉	10/27~10/28	静岡	実施				
足柄	11/18~11/19	山梨・箱根					
芦子	12/5~12/6	山梨・箱根・静岡					
大窪	11/25~11/26	静岡					
早 川	12/2~12/3	静岡					
山王	11/18~11/19	群馬・埼玉					
久 野	11/16~11/17	静岡					
富水	11/18~11/19	横浜					
町田	10/28~10/29	静岡	延期	11/18~11/19	静岡		
下府中	10/28~10/29	静岡・山梨・箱根	実施				
桜井	11/18~11/19	静岡					
千 代	11/25~11/26	静岡・箱根					
下曽我	10/29~10/30	静岡	中止				卒業旅行 (静岡)
国府津	11/17~11/18	静岡	中止				卒業旅行 (静岡)
酒匂	11/9~11/10	静岡					
片 浦	9/17~9/18	山梨	延期	11/25~11/26	山梨		
曽 我	11/1~11/2	箱根					
東富水	11/16~11/17	静岡・箱根					
前羽	9/16~9/17	静岡・箱根	延期	11/17~11/18	静岡・箱根		
下中	10/13~10/14	静岡・箱根	延期	11/17~11/18	静岡・箱根		
矢 作	9/16~9/17	静岡・横浜	延期	12/2~12/3	静岡・横浜	中止	卒業旅行 (静岡・横浜)
報徳	9/21~9/22	静岡	中止				卒業旅行 (横浜)
豊川	11/24~11/25	静岡・箱根・山梨					
富士見	9/28~9/29	静岡・箱根・山梨	延期	11/16~11/17	静岡・箱根・山梨		

【中学校】

学校名	È	当初計画		(上段:1[延期 回 下段:2回目	1)	代替事業 (方面)
城山	5/22 ~ 5/24	京都・広島	延期	9/27~9/29	京都・広島	延期	卒業旅行
· 水 山	3/22/~ 3/24	京都 一	延 朔	10/25~10/27	京都・奈良	中止	(東京・横浜)
白 鷗	5/24~5/26	京都・奈良	延期	9/26~9/28	京都・奈良	中止	卒業旅行 (横浜ほか)
白山	5/25 ~ 5/27	京都・奈良	延期	10/11~10/13	長野	中止	卒業旅行 (方面検討中)
城南	5/27~5/29	京都・奈良	延期	9/26~9/28	京都・奈良	中止	卒業旅行 (千葉)
鴨宮	5/27 ~ 5/29	京都・奈良	延期	8/24~8/26	京都・奈良	中止	卒業旅行 (方面検討中)
千 代	5/28 ~ 5/30	京都・奈良	延期	9/7~9/8	静岡	延期	卒業旅行
1 10	3/ 20* - 3/ 30	水仙 "永区) 上河	10/5~10/6	静岡	中止	(方面検討中)
国府津	5/30~6/1	京都・奈良	延期	8/23~8/25	長野	延期	
四州/年	3/30** 0/1	水仙 "永区	延州	10/9~10/11	長野	実施	
酒匂	5/22 ~ 5/24	京都・奈良	延期	8/31~9/2	京都・奈良	延期	卒業旅行
但 5	3/ 22 3/ 24	水即"水及) 建粉	10/20~10/22	長野	中止	(方面検討中)
泉	5/20~5/22	京都・奈良	延期	9/16~9/18	京都・奈良	中止	卒業旅行 (箱根ほか)
橘	5/30~6/1	京都・奈良	延期	10/19~10/20	京都・奈良	中止	卒業旅行 (京都)
城北	5/28~5/30	京都・奈良	延期	10/5~10/7	京都・奈良	中止	卒業旅行 (方面検討中)

※ 文字 は、9月補正予算において、修学旅行延期等補償金を予算計上

文字は、今後、補正予算で対応予定

市立中学校における通知票の誤記載について

市立千代中学校(生徒数 524 人(1 学年 162 人、2 学年 188 人、3 学年 174 人)) において、10 月8日に配付した前期通知票に誤記載があったため、生徒及び保護者に謝罪するとともに前期通知票の差し替えを行った。

1 誤記載の内容

- (1) 該当箇所 観点別評価及び評定(技術・家庭科)
- **(2) 人** 数 290 人分(1 学年 113 人、2 学年 87 人、3 学年 90 人)
- (3)原因
 - ・ 全学年で、手持ちの評価資料から表計算ソフトへの誤入力があった。(家庭科)
 - ・ 1・2年生全員分について、9月に実施した家庭科の定期テストの点数を表計算ソフト へ入力していなかった。(家庭科)
 - ・ 3年生全員分について、技術科と家庭科の評価を合算するために用いた表計算ソフトの 計算式に誤りがあったため、観点別評価の基となる数値が違っていた。

2 経緯

- 10月 8日(金) 前期通知票を配付したところ、保護者1名から担任へ『10月 12日の通知票相談日に相談がしたい』と連絡があった。
- 10月12日(火) 当該生徒について、家庭科の定期テスト1回分の点数を反映していない ことが判明したため、全校生徒を対象に、全教科の調査を開始した。
- 10月13日(水) 前日からの調査の結果、全校生徒のうち290人分について、技術・家庭 科の観点別評価及び評定に誤記載があることが判明した。 校長から全校生徒にお詫びと説明を行い、保護者宛てにもお詫びと説明 の文書を配付した。
- 10月14日(木)~家庭訪問等により前期通知票の差し替えを行った。

3 誤記載に至った要因

- 教育委員会所定のチェックシートに基づく通知票作成が適正に行われていなかった。
- ・ 技術科と家庭科の各教科担当が、それぞれの教科の評価を合算して観点別評価及び評定を していくが、教科担当同士での評価資料の確認が不十分であった。
- ・ 家庭科の教科担当は、初めて校務システムを使用して通知票を作成する教員であったが、サポート体制が不十分であった。

4 再発防止に向けた取組

- ・ 教育委員会は、10月19日(火)に臨時校長会を実施し、全校長に事故の内容を周知し、再 発防止の徹底について指示した。
- ・ 千代中学校では、チェックシートに基づくチェック体制を強化・徹底していくとともに、新たに、単元ごとの学習状況を確認できる資料を生徒に配付することとした。

通 知 票

	Ī	前期	第	学年	組	耆	<u>\$</u>		氏	名						
	教科		観 点			評価	評定	ſj	道徳」 時別活	の評価 5動」の	「糸 京 評価に	合的な	学習の は学年	の時間」 三末に言		
		知識・技能						٠			-					
	国語	思考・判断・	表現 					道徳								
		主体的に学習(こ取り組む態度													_
		知識・技能						総合	観				学習内容			
	社会	思考・判断・参	 表現					的な	点				内容			
		主体的に学習し	こ取り組む態度					総合的な学習の時間	学習				<u> </u>			_
		知識・技能						の時	の							
	数学	思考・判断・記	表現 					間	様子							
		主体的に学習に取り組む態度							十/ 項		できる場		⊁○が 点	記入さ	れます。 評 価	Ī
عبد		知識・技能				,		特別	学組	级活動						,
学	理科	思考・判断・3	表現 					特別活動	生徒	会活動						
習		主体的に学習に	こ取り組む態度					剿								\geq
の		知識・技能							字板	交行事						
	音楽	思考・判断・著						学校								
記		主体的に学習に	こ取り組む態度 					学校生活の様子								
録		知識・技能		***************************************				の様								
	美術	思考・判断・著	長現					子								
		主体的に学習に	こ取り組む態度					,	規準に	照らして	, A° ·	A - B - C°	Cで雨	評価して	-	
	保	知識・技能								ついては、今回評						
	健体育	思考・判断・製	長現					I		現点の目標 5と判断さ					十分満足で; いもの	き
	F	主体的に学習に	こ取り組む態度					Ĥ	4 :復		雲に準拠	した実現			十分満足で	ŧ
	技術	知識・技能							~7	できると半	断され	るもの			おおむね満り	
	家	思考・判断・雰							C : 観点の目標に準拠した実現状況に対して、努力を要する と判断されるもの C : 観点の目標に準拠した実現状況に対して、一層努力を要							
	庭	主体的に学習に	こ取り組む態度					(.,	見尽の目標			1 \ 1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\	ig し (、.	電ガルでも	ø.
	外	知識・技能							担任	氏名・日	i	校長	氏名	• ED	保護者	即
	国語	思考・判断・表														
		主体的に学習に	こ取り組む態度													